

相模原市監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、健康福祉局保険高齢部の所管する事務・事業に係る各課の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年10月28日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 佐 藤 賢 司

同 落 合 芳 平

1 監査の期日

平成20年10月28日

2 監査の対象及び方法

この監査は、健康福祉局保険高齢部の所管する事務・事業に係る各課において、平成20年度（平成20年8月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 高齢者福祉課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(2) 介護予防推進課

ア 各事業の報償費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(3) 介護保険課

ア 各事業の報酬の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(4) 国民健康保険課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(青根診療所)

ア 青根診療所の施設等の維持管理に関する事務

イ 青根診療所の診療報酬の請求に関する事務

(内郷診療所)

ア 内郷診療所の施設等の維持管理に関する事務

イ 内郷診療所の診療報酬の請求に関する事務

(日連診療所)

ア 日連診療所の施設等の維持管理に関する事務

イ 日連診療所の診療報酬の請求に関する事務

(5) 国民年金課

ア 国民年金事務運営費の支出に関する事務

(6) 城山福祉課

ア 各事業の支出に関する事務

(7) 津久井福祉課

ア 各事業の支出に関する事務

(8) 相模湖福祉課

ア 各事業の支出に関する事務

(9) 藤野福祉課

ア 各事業の支出に関する事務

3 監査の結果

健康福祉局保険高齢部の所管する事務・事業に係る各課における財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。